

## 総務大臣意見交換会資料

### 総務大臣と地方六団体代表者との意見交換会協議事項

平成16年12月7日  
地 方 六 団 体

#### 1 「国と地方の協議の場」での協議に関する官房長官への申し入れ

- 別添資料1により、継続する「国と地方の協議の場」において協議すべき事項を示した上で、速やかな開催を求めることとしていることを、総務大臣には事前に了知していただきたい。

#### 2 地方交付税について

- 平成17年度地方財政対策の決定に向けて、あるいは地方財政計画の策定等に向けて、反映されるべき地方六団体の意見は、別添資料2のとおり

#### 3 国民健康保険について

- 国民健康保険に関する新たな都道府県負担の導入に関する地方六団体の見解は、別添資料3のとおり

資料 1

平成 16 年 12 月 7 日

内閣官房長官  
細田博之様

地 方 六 団 体

全 国 知 事 会 会 長	梶 原 信	拓 雅
全 国 都 道 府 縿 議 會 議 長 會 會 長	上 田 出	保 尹
全 国 市 長 會 會 長	山 片 山	男
全 国 市 議 會 議 長 會 會 長	本 山 中	圭
全 国 町 村 會 會 長	川	一
全 国 町 村 議 會 議 長 會 會 長		

「国と地方の協議の場」の開催について（申し入れ）

平成 16 年 11 月 26 日、政府・与党合意による「三位一体の改革について」が我々地方六団体に示されました。取りまとめにあたっての内閣官房長官の御労苦にあらためて感謝申し上げます。

政府・与党合意の内容については、多くの課題が先送りされるとともに、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多くあります。

これらの課題については、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、引き続き「国と地方の協議の場」において協議していくことになりますが、我々地方六団体としては、下記の事項について取り急ぎ協議すべきものと考えておりますので、速やかに「国と地方の協議の場」を開催されたく、申し入れをいたします。

記

1. 地方交付税総額の確保を含む平成 17 年度の地方財政対策
2. 公共事業等に関する国庫補助負担金の交付金化及び補助金改革の工程表
3. 国民健康保険への新たな都道府県負担の導入
4. 国の関与・規制の廃止、見直しに関する今後の対応方針
5. 平成 19 年度以降の第二期三位一体改革の必要性

## 地方交付税について

平成16年12月7日  
地方六団体

平成16年度予算においては、地方交付税が大幅に削減されるなど国の対応が全く不誠実であったため、地方の信頼を損ねる結果となったところである。平成17年度においては、16年度の轍を踏まぬよう、国は誠実に対応し、理不尽なことは慎み、国と地方の信頼関係の構築に努めるべきである。

### 1 地方交付税について

- (1) 平成16年度の地方交付税は、過去、国による景気対策や政策誘導型の地方単独事業などに伴い発行した地方債の元利償還金について、地方交付税で措置すると約束されたものがピークに達しつつあり、本来、地方交付税が増額されてしかるべきであるにも関わらず、理不尽にも大幅な削減が行われたところ。こうした事情に鑑み、平成17年度の地方交付税は、少なくとも平成16年度以上の額を確保すべきものであること。
- (2) 地方財政計画において財源不足を算定するに当たっては、地方税を過大見積もりするが如きことは厳に慎むこと。
- (3) 税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い地方団体に対しては、地方交付税の財源調整、財源保障を強化して対応する必要があることから、地方財政全体としても、個別の地方団体においても、地方交付税の所要額を必ず確保すること。
- (4) 地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後、順次縮小すること。併せて、新たにこうした制度を設けたり、拡大したりしないこと。  
ちなみに、整備新幹線に係る地元負担金についても地方交付税で措置しているが、本来地元負担を求めるべきではなく、国費で措置すべきものであること。
- (5) また、平成16年度のように、地域再生事業債を発行することで実質的に地方交付税から振り替えるような手法は行わないこととし、地方債の発行総額を抑制すること。

## 2 定率減税の縮小との関連について

- (1) 個人所得課税の定率減税の縮小が行われた場合、個人住民税が増収となるが、この増収分は、まず減税補てん債を廃止するなど補てん措置の解消に充当すべきものであり、三位一体改革による税源移譲額に含めるようなまやかしは決してしてはならないこと。
- (2) また、この定率減税の縮小による所得税の増収分を、年金財源（基礎年金の国庫負担の引上げ）に充当することを検討中と聞くが、この増収分は、当然に地方交付税率により所定の額がきちんと地方交付税原資に充当されるべきものであること。

## 3 地方財政計画について

- (1) 地方財政計画と決算との乖離に関し、投資的経費の見直しを行うのであれば、併せて経常的経費の乖離も同時一体的に是正すること。
- (2) 地方財政に関する予見可能性を向上させるため「中期地方財政ビジョン」を地方六団体の参画を得て策定すること。

## 4 地方六団体の参画について

- (1) 地方財政計画の策定プロセス及び地方交付税の算定のプロセスへの地方六団体の参画を早急に具体化すること。

資料3

国民健康保険に関する新たな都道府県負担の導入について

平成16年12月7日  
地方六団体

平成16年11月26日付けの政府・与党合意「三位一体の改革について」では、「国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。」とされている。

しかしながら、国民健康保険に関しては、そもそも地方六団体の改革案において三位一体の改革の対象としていないこと、医療保険制度の改革に関する基本方針（平成15年3月28日閣議決定）に基づく医療保険制度の改革を平成20年度から実施するべく、現在、社会保障審議会医療保険部会で平成18年度の制度改正を目指し、今後のあり方を議論している最中であることから、新たな都道府県負担を導入するにあたっては、当然のことながら、地方六団体と十分協議の上で、その内容の具体化を図ることとすべきである。

にもかかわらず、新たな都道府県負担の内容を、地方六団体に協議することなく政府において一方的に決めたことは、極めて遺憾である。

## 平成17年度の地方財政対策について（申し合わせ）

平成16年12月7日  
地方六団体代表者会議決定

平成16年11月26日付けの政府・与党合意により、「地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど『基本方針2004』を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。」とされている。

地方六団体としては、政府において、この趣旨に沿った適切な対応が行われるものと確信しているが、三位一体改革とは別枠で地方交付税を削減するとの報道もあり、地方交付税に関し地方の信頼を裏切る理不尽な措置が一方的に講じられる場合には、地方六団体としては断じて許容することなく、政府に対する不信任の意思表明や抗議声明など全国的な運動を展開する覚悟である。

◎ 平成16年度の国庫補助負担金改革について

○ 国庫補助負担金改革額: 1兆300億円

税源移譲につながったもの	4, 507億円
スリム化(除くまちづくり交付金)	<u>4, 493億円</u>

(注)平成15年度分は除いている

①  
3兆3, 082億円

◎ 平成16年度交付税減額について

○ 交付税減額: 2兆8, 589億円

本体分	1兆1, 793億円
臨財分	1兆6, 796億円

◎ 平成17年度及び18年度に行う3兆円規模の国庫補助負担金改革について

○ 2兆8, 390億円

1兆7, 700億円は税源移譲につながる改革  
4, 700億円はスリム化の改革 .....②  
6, 000億円は交付金化の改革

①+②=3兆7, 782億円